

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

「T-1 ライブグランプリ 2019」PR&魅力向上業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市西区江戸堀 3-1-32-201  
名称 ツーエムオーグラフィック株式会社  
代表者 代表取締役 片岡 智幸

### 3 随意契約理由

多数の区民のシビックプライドの醸成に寄与するライブイベントとなるよう、集客力の向上及びコンテストイベントとしてのクオリティを高めるという本業務の目的に対し、最大限の成果を得るためには、出場者のエントリー数、集客力の向上に寄与する効果的な情報発信並びに、イベントクオリティの向上に資する取組みが必要であり、委託する事業者には、専門的な知識、経験などのノウハウ、行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において、審査基準に基づく審査を行った結果、ツーエムオーグラフィック株式会社の評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所政策推進課政策推進グループ （電話番号 06-4394-9106）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央 1-3-2-302 船場センタービル 2 号館 3 階  
名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会  
代表者 理事長 宮川 晴美

### 3 随意契約理由

本事業は、活力ある地域社会づくりに向けて、地域まちづくり実行委員会による地域の実情に合わせた自律的な地域運営を実現するために、民間事業者の柔軟な立場から各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担うなど、様々な支援を行うこととしている。

このような取組を促進するためには、手法の独創性や類似業務に関する専門知識など、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウが必要であり、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大正区役所政策推進課地域活動支援グループ （電話 06-4394-9958）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度大正区役所広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区博労町 1-5-11 TRYOUT ビル

名称 株式会社トライアウト

代表者 代表取締役 車谷 宏章

### 3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるといふ本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、区民及び区内企業のニーズを意識した戦略性の高い情報発信や、「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」紙面を作成するための専門的な編集力・企画力が必要であることから、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大正区役所政策推進課政策推進グループ（電話番号 06-4394-9106）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度 学習・登校サポート事業業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号

名称 株式会社トライグループ

代表者 執行役員 吉田 一義

### 3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、家庭訪問型などの学習指導に加え、学校・行政・地域などの社会資源を活用し、大正区の児童・生徒、世帯の実情や置かれている状況に応じた学習・登校支援が必要であり、そのような支援を実施するためには、民間事業者が持つ高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想が必要であり、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社トライグループの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大正区役所保健福祉課こども・教育グループ（電話番号 06-4394-9980）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西 1-14-3

名称 社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

代表者 会長 寄本 文信

### 3 特名随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、本事業）は、福祉局が実施する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、局事業）と連携するとともに、各地域に配置する見守り推進員が、地域で得た要援護者の情報を共有し地域の見守りを行う。

一方、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）は、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結しており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域における見守り体制づくりの構築を行っていくものである。

以上のように、本事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、受託する事業者においては、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

本事業は、平成30年度まで、高齢者食事サービス事業と一体的に実施しており、公募型プロポーザル方式を採用してきたが、事業内容の特殊性から、これまで、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会のみ応募であり、当該事業者と契約を締結してきた。

平成31年度からは、大正区地域福祉ビジョン行動計画に基づき、地域における見守り体制づくりの構築支援を早急に行うこと及び必要性の周知における見守りネットの積極的活用など、要援護者の支援に、より重点を置いたうえで局事業と一層の連携強化を図り実施する必要があることから、高齢者食事サービス事業を地域活動協議会補助金事業において実施するように方針を変更した。

以上のことから、本事業は要援護者の支援を進めるうえで、局事業と一連となって機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。よって、これまでの公募型プロポーザル方式での唯一の応募者であり、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
大正区役所保健福祉課福祉グループ（電話番号 06-4394-9857）